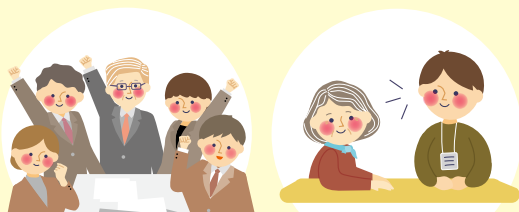


高知型地域共生社会の実現に向けた 市町村の包括的な支援体制の 整備等のポイント

／ 地域づくりに向けた支援 ／



／ 相談支援 ／



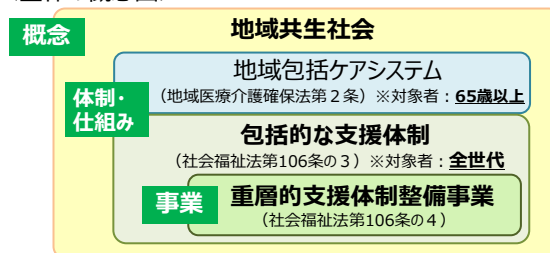
／ 参加支援 ／



はじめに

- 平成30年4月施行の改正社会福祉法により、各市町村において**包括的な支援体制の整備**に取り組むことが努力義務化されました。
また、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、市町村の包括的な支援体制の整備を後押しするため、**重層的支援体制整備事業**が創設されました。
- 本冊子では、地域共生社会や包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業の概要について、順にご紹介します。

<全体の概念図>



1 地域共生社会とは

- 地域共生社会とは、**制度・分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という一方的な関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**です。

【社会福祉法（令和3年4月改正施行）】

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、**共生する地域社会の実現**を目指して行われなければならない。

地域共生社会が求められる背景

- 地域住民が抱えている課題は、8050問題※¹やヤングケアラー※²などの、従来の介護や子育て、障害、住まい、生活困窮といった**縦割りの支援では対応できないケースが顕在化**しています。
※¹ 80代の親が、50代のひきこもりの子どもを支える世帯
※² 一般的に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども」とされている
- こうした課題は、家族や地域とのつながりの弱まりのほか、**社会からの孤立**が関係していることが少なくありません。
- また、地域住民が抱える**生きづらさや困りごと**は**私たちの身近な人、あるいは私たち自身にも起こりうる**ことです。



- 地域での支え合いの力が弱まったと答えた人 43.4%(H28) ⇒ **53.9%(R3)** (出典：県民世論調査(高知県))
- 地域活動に全く・ほとんど参加していないと答えた人 24.5%(H21) ⇒ **56.0%(R5)** (出典：県民世論調査(高知県))
- 家族や親戚以外に悩みや困りごとを相談する人がいないと答えた人 **19.3%(R5)** (出典：県民世論調査(高知県))
- 困難を抱える方(世帯)が身近にいと答えた人 **24.4%(R3)** (出典：地域共生社会の実現に向けた意識調査(高知県))

こうしたことから、高知県では、令和4年度から一人ひとりの力をつなげて、地域で共に支え合う**「高知型地域共生社会」**の取り組みを進めています。

【高知家地域共生社会推進宣言】

- 取り組みの推進にあたり、**令和4年10月には、全市町村長と全社会福祉協議会会長、知事が共同で「高知家地域共生社会推進宣言」を実施**しました。
- また、官民協働での取り組みに拡げるため、令和5年から支え合いの地域づくりに取り組むことを宣言いただける企業・団体の宣言も募集しています。
令和7年3月時点で、**46の民生委員児童委員協議会と68の民間企業・団体が宣言に参画**しています。

➡ **オール高知**で取り組む機運が高まっています。

高知家地域共生社会推進宣言

高知家の一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します。

- 1 どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます。
- 2 誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます。
- 3 住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします。

↑ 全市町村長と全社会福祉協議会会長、知事による共同宣言の内容



2 高知型地域共生社会とは ～「たて糸」と「よこ糸」で織りなす地域共生社会～

- 高知県では、第5期日本一の健康長寿県構想において、『高知型地域共生社会』の推進を、分野を横断する柱に位置付け、取り組みを推進しています。
- 具体的には、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として進めます。
- この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす高知型地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用します。

【参考：第5期日本一の健康長寿県構想】

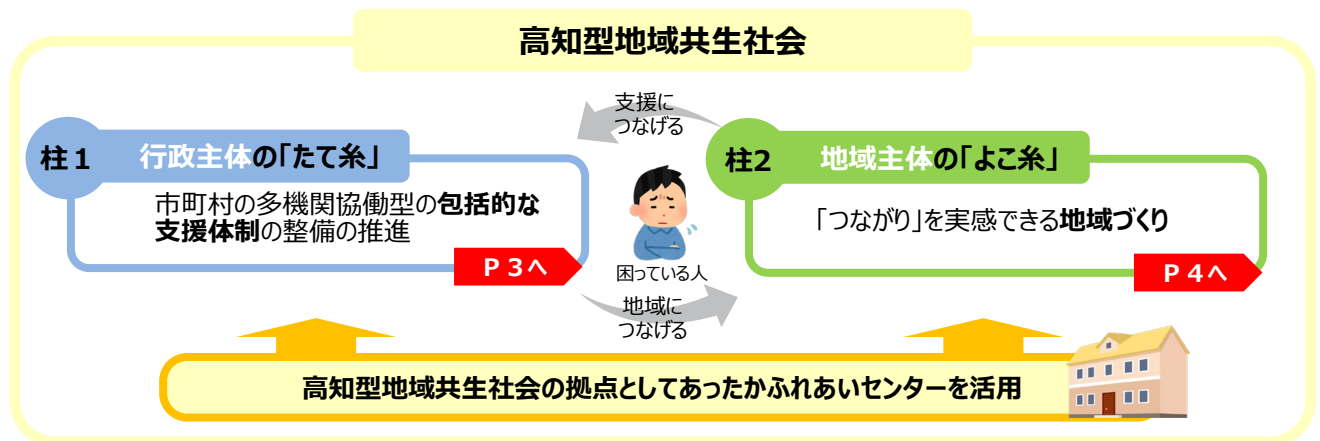
柱Ⅳ「高知型地域共生社会」の推進

<目指す姿>

複合課題への対応力が向上するとともに、地域のつながりや支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている。

<政策目標：孤独感を感じる人の割合>

基準値：20%（R4）（全国）⇒ 目標値（R9）：17%



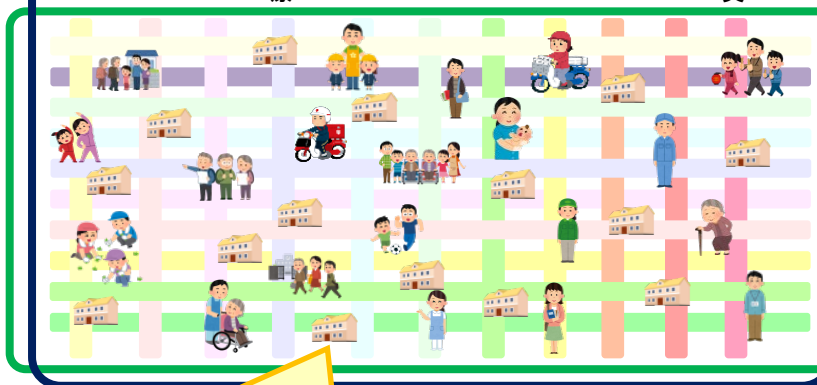
【「たて糸」と「よこ糸」で織りなす「高知型地域共生社会」の展開イメージ】

柱1 行政主体の「たて糸」

市町村の多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進

- 断らない相談窓口
- 多機関協働型の支援チーム
- アウトリーチ等を通じた継続的支援

孤独・孤立 高齢 障害 保健・医療 子ども 困窮 教育 困難女性 住宅 税 消防・防災 など



あったかふれあいセンター

※未設置の地域は、居場所や集いの場などの地域資源を活用

分野横断的に取組を推進！

柱2

地域主体の「よこ糸」

「つながり」を実感できる地域づくり

- 1 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり
- 2 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大
- 3 県民の理解促進と参画意識の醸成

※令和6年度からは孤独・孤立対策も一体的に推進



高知家地域共生社会シンボルマーク

県民みんながお互いに寄り添い支え合うことで、安心して暮らし続けることができる「高知家地域共生社会」の実現につながることを「こうち」の文字で表現しています。（R5.10.7県民投票により決定）このシンボルマークを多くの方に知っていただき、高知家の地域共生社会の実現に向けて、オール高知の取り組みにつなげていきたいと考えています。高知家地域共生社会ポータルサイト(裏表紙参照)からダウンロードいただき、ぜひご利用ください。

(1) 「たて糸」としての市町村の包括的な支援体制とは

- 「たて糸」である、包括的な支援体制の整備は、社会福祉法において市町村の努力義務となっています。
- この「包括的な支援体制」は、高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の“必要な支援を包括的に提供する”というコンセプトを、全世代・全分野に広げたものです。
- 包括的な支援体制の整備にあたり、市町村においては、
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備
 - ・住民に身近な圏域※において、分野を超えて相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備
 - ・主に市町村圏域において、各分野の相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した課題を解決する体制整備のための施策を積極的に実施するよう努めるものとされています。

【社会福祉法（平成30年4月改正施行）】

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。（以下略）

※「住民に身近な圏域」

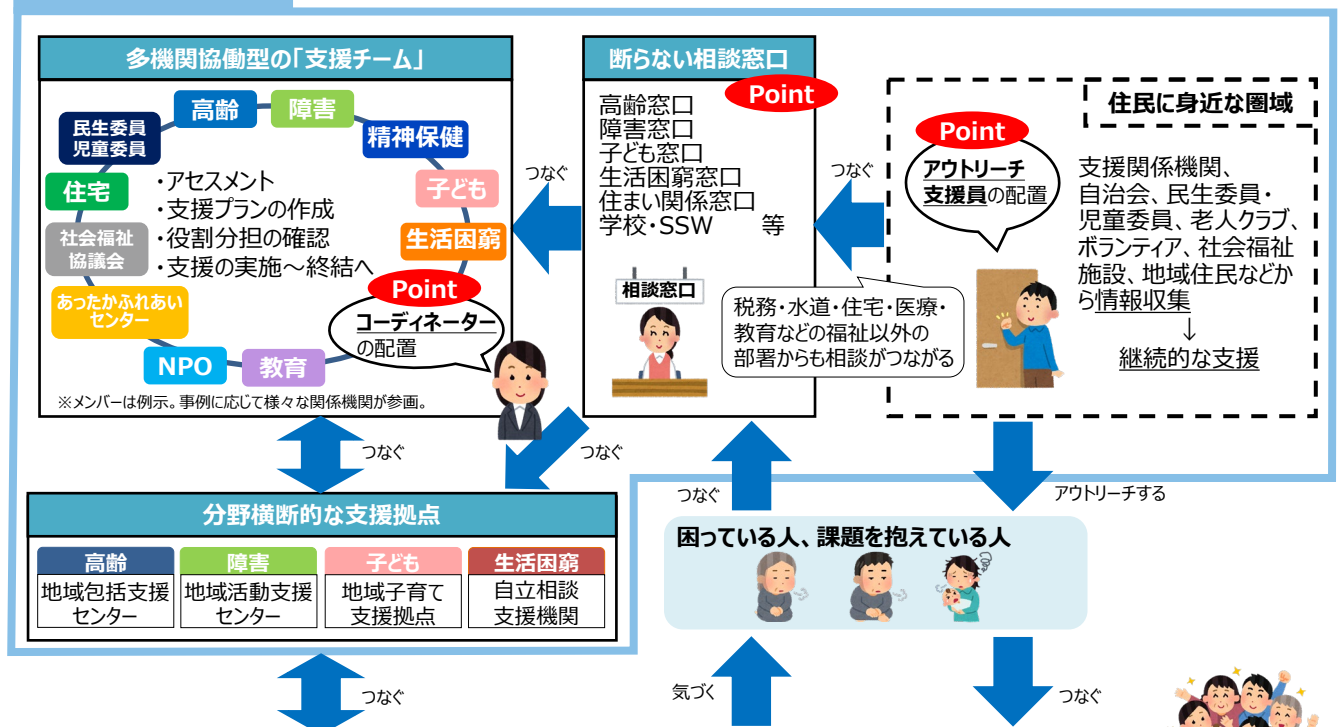
地域の実情により異なるため、例えば、小学校区域、自治会単位等、地域で協議し、決めていく過程が重要です。

その際、高齢、障害、子ども等の各分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理する必要があります。

- これらの施策の実施にあたっては、
 - ①相談支援・・・分野や属性を問わず包括的に受け止め、支援関係機関全体で支援
 - ②参加支援・・・地域から孤立する人や世帯の状況に寄り添い、社会と段階的につながる支援
 - ③地域づくりに向けた支援・・・地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備
- の3つの支援に一体的に取り組んでいく必要があります。

<包括的な支援体制のイメージ>

①相談支援



②参加支援、③地域づくりに向けた支援

Point

- ・住民座談会やサロンを開催、ひきこもりの人等の就労支援や交流の場として、あったかふれあいセンターを活用
- ・障害のある人の就労支援施設において、生活困窮者等の就労支援を実施
- ・農福連携の推進や子ども食堂の設置の促進 など

あったかふれあいセンター、子ども食堂、集落活動センター、公民館など、**多世代・多属性の活動・居場所づくり、ニーズや状態に合った支援メニューにより、住民同士がつながり気づき合う地域をつくる！**

<参考：市町村地域福祉計画への記載>

地域福祉計画は、平成30年施行の改正社会福祉法により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられ、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として追加されました。

包括的な支援体制の整備に向けた3つの支援のチェックポイント

① 相談支援

- ☐ 身近な地域で分野を問わず地域住民の相談を受け止める場（断らない相談窓口）の設置や人の配置をしていますか？
- ☐ 多機関連携のコーディネート役（包括化推進員等）を配置し、福祉分野以外の関係部署や機関とも連携する仕組みや、複雑化・複合化した課題を抱えるケースについての検討の場（庁内連携会議等）がありますか？

断らない相談窓口の設置、コミュニティソーシャルワーカー・地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター・社会福祉協議会の地域担当など

② 参加支援

- ☐ 支援ニーズに応じた多様な参加支援の場やプログラムがありますか？

居住支援、就労体験、学習支援、当事者グループ、その他居場所や交流の場

③ 地域づくりに向けた支援

- ☐ 地域住民に地域課題の解決を試みる働きかけや支援を行う人が配置されていますか？
- ☐ 住民に身近な圏域において、地域住民が地域生活課題の解決に向けて話し合う場や仕組みがありますか？
- ☐ 地域住民が交流を図る機会や活動、拠点がありますか？

生活支援コーディネーターによる協議体、住民座談会、小地域ネットワーク会など



(2) 「よこ糸」としての「つながり」を実感できる地域づくりとは

「よこ糸」である「つながり」を実感できる地域づくりに向けて、県では、以下の3つの視点で取り組みを推進しています。

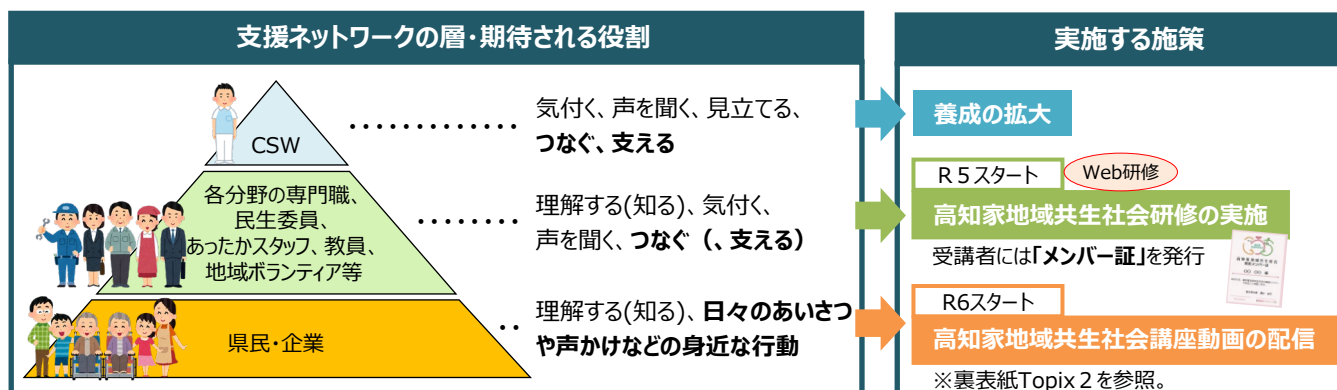
① 人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり

○ ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進

「よこ糸」の取り組みの推進にあたっては、社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域の課題解決のサポートを行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の存在が重要です。

また、高齢や障害、子ども、生活困窮などの各分野の専門職にも、一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められます。

地域の支援ネットワークづくりには、こうした専門職による支援だけでなく、県民や企業などにも理解を得て参画いただくことが重要であるため、CSWの養成を拡大したり、ソーシャルワークの理解者・実践者を増やすWeb研修等を実施したりしています。



○ 民生委員・児童委員活動や民間事業者と連携した地域の見守り活動などの推進

事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県の地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めています。（平成19年度スタート。令和7年3月時点：28社）

○ 高知家地域共生社会推進宣言企業・団体による地域活動の推進

② 地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

○ 各分野における地域との連携・協働

- ・高齢分野：地域住民やNPO等によるフレイル予防活動、地域の人材や社会資源を活用した支え合いによる高齢者の生活援助の仕組みづくり など
- ・障害分野：農福連携推進会議を核とした障害者や生きづらさを抱える方の社会参加への支援 など
- ・子ども分野：子育て応援アプリの機能強化による敷居の低い相談支援の利便性向上 など

③ 県民の理解促進と参画意識の醸成

- 「高知家地域共生社会ポータルサイト」（令和5年度構築）による、各分野の相談窓口や施策、活動事例等の情報発信
- 「「つながっている」と思えるまちに。高知家地域共生社会」講座動画（令和6年度制作）による意識醸成 など



3 重層的支援体制整備事業とは

- 市町村における**包括的な支援体制を整備するための事業（＝手段）**として、令和３年４月施行の改正社会福祉法により定められたのが「**重層的支援体制整備事業**」です。

【社会福祉法】

第106条の４ 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、（略）重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- この事業は、以下の①～③の３つの事業を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備するものです。

- ① 相談支援
- ② 参加支援
- ③ 地域づくりに向けた支援

3つの支援の内容

※ P 3 <包括的な支援体制のイメージ> 参照

① 相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

- 「**包括的相談支援事業**」は、高齢・障害・子ども・生活困窮の相談支援を**一体的に実施**し、相談者の**属性に関わらず相談を受け止めて**、複雑化・複合化した課題を抱えたケースについて、「**多機関協働事業**」につなぎます。
- 「**多機関協働事業**」は、支援関係機関等で構成される**支援会議**又は**重層的支援会議**においてアセスメントを行い、関係機関の適切な役割分担、支援の方向性の整理といった調整機能を果たします。

【支援会議と重層的支援会議】

多機関の連携・協働による包括的な支援を実施するために開催する会議です。

・支援会議

情報共有について**本人同意が得られない**ために、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まないケースや、予防的・早期の支援が必要なケースに対応するため、**守秘義務をかけて開催**するものです。

・重層的支援会議

支援関係機関との**情報共有について本人同意を得たケース**について、**多機関協働事業者が主催**します。

多機関協働事業者は、支援関係機関が抱える課題のアセスメント、役割分担、支援の方向性の整理といったケース全体の調整機能を果たす**コーディネーター**の設置が必要です。



- 「**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**」では、支援関係機関や地域住民等との連携を通じた情報収集を行い、支援が必要な人を**早期発見**し、継続的に関わり、本人との信頼関係を築いていきます。

② 参加支援

①により支援が必要と判断した場合に、本人に寄り添い、ニーズに沿って社会参加に向けた支援（居場所、就労支援等）とマッチングを行います。また、既存の社会参加に向けた支援の拡充など、社会とのつながりづくりに向けた支援も行います。

【取組例】

- ・就労継続支援 B 型作業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもりの方への就労支援を実施
- ・学校と連携し、空き家を使ってボランティアが不登校の生徒に勉強を教える場所を作る
- ・福祉施設の地域交流スペースをカフェとして開放し、元気な高齢者の集いの場として活用



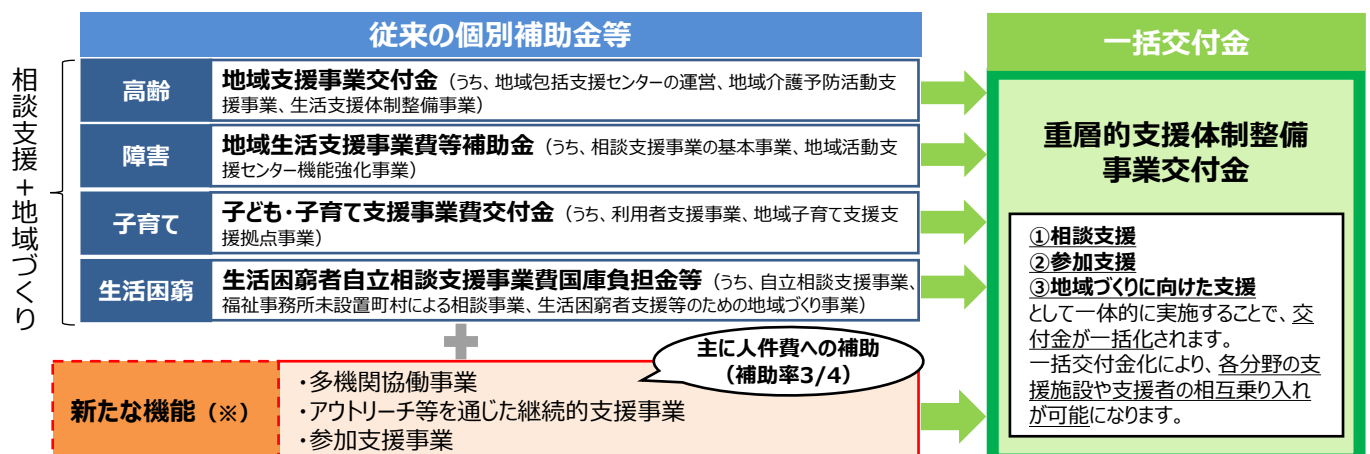
③ 地域づくりに向けた支援

高齢、障害、子ども、生活困窮の地域づくり関係の事業を一体として実施し、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備**します。

また、福祉に限らない多様な主体が地域でつながる場が形成されるよう、コーディネートを行います。



重層的支援体制整備事業交付金のイメージ図



※「新たな機能」分のみで活用できる「移行準備事業」は、令和７年度末で終了予定。

重層的支援体制整備事業の実施要件 ※令和6年度

○ 重層的支援体制整備事業は、以下の**全ての事業を一体的に実施すること**により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

	個別事業名 (社会福祉法各条項)	分野	対象事業	負担割合					
				国	県	市町村	その他		
① 相談支援	包括的相談支援事業 (第106条の4第2項第1号) 既存事業	イ	高齢	地域包括支援センターの運営		38.5 /100	19.25 /100	19.25 /100	23/100 (1号保険料)
		ロ	障害	相談支援事業の基本事業 ※交付税措置されている 相談支援事業の実施が重層事業の要件 であり、 基幹相談支援センター等機能強化事業は必須ではない。		50 /100 以内	25 /100 以内	25 /100 以内	—
		ハ	子ども	利用者支援事業		2/3 以内	1/6 以内	1/6 以内	—
		ニ	生活困窮	(市)自立相談支援事業		国 3/4	実施主体 1/4		—
				(町村)福祉事務所未設置町村による相談事業		国 3/4	—	1/4	—
② 参加支援	多機関協働事業 (第106条の4第2項第5号)	・コーディネーター(市町村直営又は社協等への委託可。兼務可。)の 人件費等に活用可能。 ・移行準備事業においても必須。		1/2	1/4	1/4	※移行準備事業の場合は、 国 3/4、市町村 1/4 。ただし、移行準備事業は、 R7年度末で終了予定。		
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第106条の4第2項第4号)	・地域住民の支援ニーズを把握するための地域の拠点や各種会議等への参加、地域住民の家庭訪問等を行う 職員の人件費等に活用可能。 ※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における 居住継続支援体制の整備 を行う場合は、交付金所要額に3,000千円を加算。(国定額補助)							
	参加支援事業 (第106条の4第2項第2号)	・参加支援にかかる支援ニーズの把握や社会資源のコーディネート・マッチング等を行う 職員の人件費等に活用可能。							
③ 地域づくり	地域づくり事業 (第106条の4第2項第3号) 既存事業	イ	高齢	地域介護予防活動支援事業 ※国負担の5/100は、総合事業調整交付金相当分		20 /100 平均 5/100	12.5 /100	12.5 /100	・23/100 (1号保険料) ・27/100 (2号保険料)
				生活支援体制整備事業		38.5 /100			
		ロ	障害	地域活動支援センター機能強化事業 ※交付税措置されている 地域活動支援センターの基本事業が重層事業の要件 であり、上記事業は必須ではない。		50 /100 以内	25 /100 以内	25 /100 以内	—
		ハ	子ども	地域子育て支援拠点事業		1/3 以内	1/3 以内	1/3 以内	—
		ニ	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ※下段は、市町村(中核市を除く)が民生委員の担い手確保対策を実施する場合に適用。		1/2 1/2	— 1/4	1/2 1/4	—

新たな機能の交付基本額 ※令和6年度

○ **新たな機能**（「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」）の交付基本額（合計）は、以下のとおりです。

※重層的支援体制整備事業と移行準備事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」）とで交付基本額が異なります。

<重層的支援体制整備事業>

人口区分	基本額
1万人未満	25,300千円
1万人～3万人	28,000千円
3万人～5万人	31,000千円

※補助率：3/4（国費1/2、県費1/4）

※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制の整備を実施する場合は、交付金所要額に3,000千円を加算。(国定額補助)

<移行準備事業> ※R7年度末で終了予定。

人口区分	基本額
1万人未満	6,300千円
1万人～3万人	7,000千円
3万人～5万人	7,800千円

※補助率：3/4（国費3/4）

Topix1

包括的な支援体制の整備に関するよくある疑問



Q 1 包括的な支援体制を整備することで、これまでと何が変わるの？

⇒ **複合課題への対応力の強化と業務の効率化につながります。**

マンパワー頼みではなく「仕組み」として体制を整備することで、職場内の連携が深まり、風通しの良い職場につながります。

その結果として、**複合課題への対応力の強化（＝住民サービスの向上）**につながります。

また、迅速な情報共有や各分野のケース会議の重複解消、世帯のアセスメントシートの共通化など、業務の効率化にもつながります。

【県内の先行自治体の実際の声】

- ・庁内関係課（水道、住宅、包括など）との連携により、各課の重点課題や事業計画を把握できるようになった。
- ・困難事例や事業の課題等で外部機関や団体（商工、金融、郵便、教育など）と連携しやすくなった。
- ・事前の情報共有や本人からの発信により、大ごとになる前に、多機関協働で早期に対応できるケースが多くなった。

Q 2 重層的支援体制整備事業交付金を活用するメリットは？

⇒ **有利な国費の活用により、人的配置を強化できます。**

「新たな機能」（P6参照）を実施することで、人口1万人未満でも25,300千円を基本額として**3/4の高補助率**（交付額18,975千円）の交付金を受けられます。

包括的な支援体制に求められる役割を担う既存の市町村職員などの人件費にも充当可能です。

Q 3 包括的な支援体制はゼロから整備するもの？

⇒ **今ある体制などから検討を進めます。ゼロから整備するものではありません。**

現在の体制や連携の仕組み、地域資源などの強みを生かし、弱みを補いながら、オーダーメイドで整備するものです。

その際には、地域福祉の中核を担う市町村社会福祉協議会と協議しながら進めることが重要です。

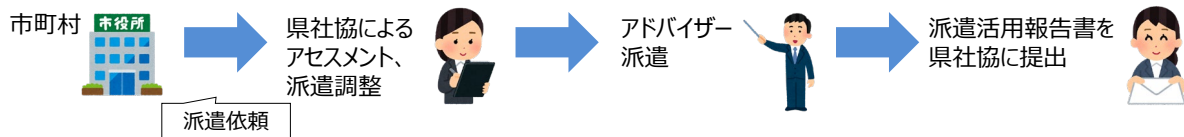
県では、県社会福祉協議会と連携した専門アドバイザーの派遣やセミナーの開催のほか、福祉保健所と連携した伴走支援を行います。

＼アドバイザーを派遣します！／

地域共生社会推進アドバイザー派遣制度

- ・市町村の包括的な支援体制の構築に向けて、“庁内の組織横断的な連携方法についてアドバイスがほしい”、“複合課題を抱えた家庭への対応についてアドバイスがほしい”といった**ご要望に応じて、第一線で活躍する専門家・有識者、先進自治体担当者等を派遣**します。
- ・アドバイザー派遣にかかる費用は**無料**です。
- ・**オンラインでのアドバイス**や、各市町村が主催する**フォーラムや会議への派遣**にも対応します。

【アドバイザー派遣の流れ】



【申込先（重層的支援体制後方支援事業受託事業者）】 高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課（088-844-9019）

Topix2

高知家地域共生社会ポータルサイト

高知家地域共生社会ポータルサイトでは、相談先を市町村別、お悩み別に検索できるほか、各分野の取り組みを紹介しています。

また、あったかふれあいセンター各拠点の情報や実施内容についても掲載しています。

【URL】 <https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/>

高知家地域共生社会

検索



「つながっていると思えるまちに。高知家地域共生社会」講座動画（令和6年11月作成）

県民の皆さまに「高知型地域共生社会」について広く知っていただけるよう、「高知型地域共生社会」の概要をアニメーションで紹介しているほか、県内の取り組みとして3団体4事例を取り上げています。

高知家地域共生社会ポータルサイトからも視聴できます。

視聴はこちらから



発行

高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課 地域共生社会室

<TEL>088-823-9840 <FAX>088-823-9207 <E-mail>060101@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県社会福祉協議会 地域・生活支援課

<TEL>088-844-9019 <FAX>088-844-3852 <E-mail>k-chiiki@pippikochi.or.jp

フォロー、ともだち登録等
よろしくお願いします！



「高知家地域共生社会」
公式X（旧Twitter）
@kochikekyosei



「高知家地域共生社会」
公式LINE